

成年後見 コスモスおおさかだより

～誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように～

発行元 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部

【ご挨拶】

秋らしい季節になりました。コスモスおおさかでは10月～11月にかけて秋の広報月間として広報活動を行います。広報活動で配布する広報物も当団体発足10年を機に見直しました。本誌も公式キャラクター「さぼ太くん」を各所に登場させ、コスモスおおさかの会員紹介を掲載することで、皆様により親しみをもってもらえる団体づくりを目指します。成年後見に関する事案は近時多様化、複雑化しています。それに柔軟に対応できる会員の資質の向上や、後見人としての能力の向上のため、より一層研修に力を入れています。 (コスモスおおさか支部長 泉井亮太)



スケジュール

■寸劇

10月14日(金)
さきしま地域包括支援センター
(住之江区)

11月3日(木・祝)
なにわ和楽日の会(豊中市)

■まつり

11月6日(日) 西区民まつり(西区)

■無料相談会

12月15日(木)(予定) いこらも～(泉佐野市)
令和5年2月15日(水)(予定) 千里山(吹田市)

■セミナー

10月27日(木) 豊中市民情報サロン(豊中市)
R5年2月18日(土)
豊中市生涯福祉センターひまわり(豊中市)

活動報告

■セミナー

7月20日(水) 豊中市民情報サロン(豊中市)

■寸劇

6月18日(土) 刀根山小学校多目的室(豊中市)

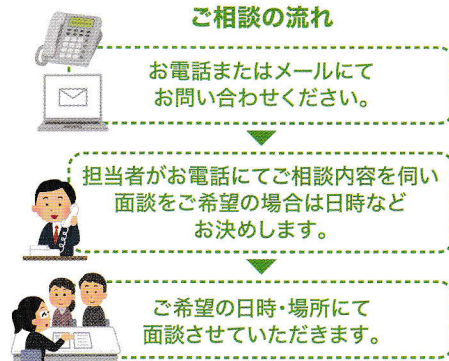
「コスモスおおさか」の紹介

「コスモスおおさか」は、日本行政書士会連合会が成年平成22年8月に設立した「一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター」の大阪府支部として平成23年8月に誕生しました。会員はすべて国家資格者である行政書士のうち、特別に成年後見制度に関する研修を修了した者で、成年後見賠償責任に加入しています。

「コスモスおおさか」の大きな特徴のひとつは、財産管理だけでなく被後見人の「身上保護」に力を入れていることです。また、会員には定期報告などを義務づけ、成年後見制度の正しい運用と信頼性の向上に努めています。また、会員には定期報告などを義務づけ、成年後見制度の正しい運用と信用性の向上に努めています。どうぞご安心して、なんでもご相談ください。ご相談者の立場になり、親身になって支援いたします。

*※身上保護/定期訪問による見守りや、医療・福祉サービスの利用支援などを通して、安心して生活できる環境を整えること。

ご相談の流れ



私たち「コスモスおおさか」は、
成年後見制度を通して
日々の安心をお届けいたします。



成年後見制度についてのご相談、お問い合わせは

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部(コスモスおおさか)

大阪市中央区南新町1丁目3番7号 大阪府行政書士会館内

TEL:06-6943-7517 URL:<http://cosmos-osaka.com/>

お寄せいただいた相談事例

相談内容

【年齢】 70代後半・女性

【認定】 要支援1 認知症なし

【生活状況】 賃貸にて独居

【家族関係】 夫はすでに死亡 子なし 兄弟姉妹なし

【経済状況】 収入:年金月140,000円

支出:賃料月54,000円 通院費:月10,000円

食費、公共料金等 60,000円

資産 定期預金300万円 普通預金100万円

【本人の意向】 できる限り住み慣れた自宅で暮らしたい。今後入院や施設へ入居することになった場合、施設入所を支援してもらいたい。死亡後は病院への支払い、電気・ガス・水道の停止、住居の片付け・引き渡し、葬儀・納骨の手配などの支援をしてほしい。

解決案

任意後見契約、死後委任事務契約をご提案し解決しました。

任意後見とは、将来判断力が衰えた場合に備えて、判断力がある元気なうちに「将来誰に(候補者)どのように財産を管理してもらうか」を決めておく制度です。この制度を利用すれば、将来誰に金銭を管理してもらうか、どのように管理してもらうかなどを具体的に決め、将来認知症になった際に意思通りに進めることができます。任意後見開始前(判断能力がしっかりしている間)は、候補者に権限があるわけではないので、別途財産管理契約(見守り契約)を締結しておくことで便利です。継続的な見守りが可能になりますので、任意後見にもスムーズに移行できるというメリットがあります。

また、本人が亡くなった場合、後見人の業務は終了してしまうので、死後事務委任契約も締結しておくことで、葬儀などを受任者に任せることができます。

コスモスおおさか

電話相談から制度利用までの流れ

Step1

電話をかけてみよう!

まずは、コスモスおおさかだよりやチラシに載っている番号に電話しましょう。事務局でご用件とご連絡先などをお伺いして、後ほど担当者からご連絡差し上げます。

Step2

担当者から電話が来た!

相談担当のコスモス会員からご相談者へ折り返しお電話します。成年後見制度についてのご質問やご相談内容をお話ください。

Step3

訪問をお願いしてみよう!

詳しい説明をして欲しい、成年後見制度の利用を検討しているご本人に会ってみてほしいというときは、ご訪問対応も可能です。ご訪問先のエリア担当2名でお伺いします。日程の調整をしますので、ご都合の良い日時をいくつかお知らせください。

Step4

制度の利用を決めたら!

・ご本人の判断能力がすでに衰えている場合
…法定後見の申立
・今は元気いっぱい判断能力もしっかりしている場合
…任意後見の契約に向けて、準備を始めましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦することも可能です。

Step5

候補者に会ってみよう!

人間同士ですから、相性も大切です。まずは候補者に会ってみましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦した場合は、必ず事前にお会いしたうえで、詳しいご本人の状況を伺って、必要な資料を集めたり手続きを進めたりします。

Step6

制度利用へ向けて

今回は、コスモスおおさかから候補者を推薦するまでの流れをご紹介します。成年後見制度は、後見人等が決まってからがスタートです。ご本人が亡くなるまで、または判断能力が回復するまで、おそらく長〜いお付き合いになります。お一人で悩まずに、まずはお気軽にお電話してみませんか?

お電話でのご相談、お問合せは ☎06-6943-7517

コスモスおおさかの仲間

コスモスおおさかには、総務部・財務部・研修部・広報相談部・業務相談部の5つの部があり、活動しています。今回は、広報相談部のメンバーの紹介です。広報相談部は文字通り、広報活動で使用するパンフレット・チラシなど広報グッズの作成、お祭りなど各種イベント参加の手配、無料相談会の開催などを行っています。

広報相談部 部長
森田 道仁



日々、皆で、ワイワイ・バタバタと楽しみながら広報活動を行なっています。普段は、大阪市内(主に福島、此花、西区辺り)を、自転車で走っていますので、見かけたらぜひ声をかけてください。

広報相談部 部員
藤井 薫



新しくコスモス広報相談部に参加致します藤井薫と申します。趣味は映画鑑賞と旅行、新しく習い始めたサックス演奏です。コスモスの活動を広く知って頂けるように頑張ります。どうぞ宜しくお願い致します。

広報相談部 部員
錦 年雄



岩手県釜石市で20歳の時、行政書士試験に合格し登録が3年前です。50年間、実業の世界で経験を踏まえて高齢者に優しい話し相手になればとの思いで過ごしています。

広報相談部 部員
山下 睦夫



「もっと早くに知っていれば…」を少しでもなくすため、コスモスおおさかの活動を多くの方に理解してもらえよう、わかりやすくお伝えしていきます！カラダが資本!をモットーに頑張っています。

広報相談部 部員
薄墨 啓太



わかりやすく丁寧をモットーにしています。安心してご相談いただければと思います。趣味はマラソンです!「パワー!!」

副支部長 広報相談部担当
礒田 正美



コスモスおおさかを皆様に知っていただけるよう楽しく取り組んでいます!無料相談は常時受け付けておりますので、ぜひ、ご活用ください。自宅で犬と猫を飼っています。その子たちと一緒に過ごす時間に癒されています。

コスモスおおさかでは、成年後見制度を一人でも多くの方に知っていただけるよう、セミナーの講師派遣や、制度をわかりやすく説明した寸劇の開催などを積極的に行っております。利用者様のイベントや、職員研修などの場面で是非ご活用ください。

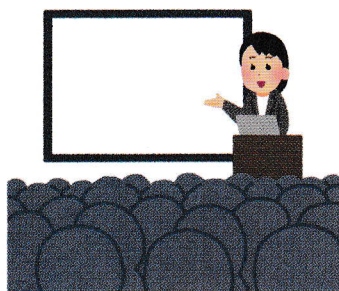
無料相談会・セミナーをZoomを使用してのオンライン形式でも開催可能です。

セミナー内容・日時もご依頼に合わせて、柔軟に対応させていただきます。

ぜひコスモスおおさかをご活用ください!



成年後見・相続・遺言
無料相談会



コスモスおおさか
成年後見セミナー



コスモスおおさか一座
寸劇セミナー



よくあるご質問



Q 成年後見人、保佐人、補助人の報酬額はいくら位ですか。

A 成年後見人等に報酬を付与するか否か、報酬額をいくらにするかについては、家庭裁判所が後見業務の内容、本人の資力等を総合的に判断して決定することになります。したがって、一概にはお答えすることができません。成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬(これを「基本報酬」と呼びます。)の目安となる額は、月額2万円です。ただし、管理財産額(預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額)が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になることが多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円ぐらいとなっています。
なお、本人が無資力の場合には、市町村の条例等で成年後見制度利用事業として補助を受けることができる可能性もあります。

Q 成年後見制度を利用すると、戸籍に記載されますか。

A 旧制度では戸籍に記載されていました。しかし、新制度では戸籍に記載されません。これに代わり、成年後見登記制度が設けられており、登記された情報は、登記官が登記事項証明書を発行することによってのみ開示されることになります。

Q 成年後見人を家族にするつもりでしたが、他人が選ばれました。知らない人に任せるのが不安なので、申立てを取り下げることができますか。

A 家族が後見人に選ばれなかったことを理由に、成年後見の申立てを取り下げすることはできません。

Q 法定後見と比べて、任意後見の特徴はどのような点にありますか。

A 任意後見は法定後見よりもご自身の意向に沿った契約をすることが可能となります。特徴として、下記があげられます。

- ①判断能力のあるうちに契約を締結する。
- ②代理を頼む範囲を予め定めておくことができる。
- ③後見人となる人を自分の信頼する人に予め決めておくことができる

成年後犬「さぽ太くん」自己紹介

年 齢 22歳(人間年齢)

住 所 谷町4丁目周辺

役 職 コスモスおおさか広報相談部キャプテン

性 格 好奇心旺盛!
知りたいことはすぐに質問する

